

# 新信砂浄水場導水管更新事業

## 基本協定書

令和5年6月

留萌市水道事業

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(甲及び乙の義務)	1
第3条	(共同企業体の結成)	1
第4条	(企業協定書の変更等)	1
第5条	(本事業の実施)	1
第6条	(乙の相互努力義務)	2
第7条	(事業期間)	2
第8条	(事業契約の締結)	2
第9条	(準備行為)	2
第10条	(事業契約の不調)	2
第11条	(有効期間)	2
第12条	(権利義務の譲渡の禁止)	3
第13条	(秘密保持)	3
第14条	(協議)	3
第15条	(準拠法及び管轄裁判所)	3

新信砂浄水場導水管更新事業（以下「本事業」という。）に関し、留萌市（以下「甲」と総称する。）並びに〔 〕（〔構成企業のすべてを列挙する。〕）（以下「乙」と総称し、乙の代表企業である〔 〕を「代表企業」、「代表企業」を含む乙の各構成企業を個別に「構成企業」という。）は、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### (目的)

**第1条** 甲及び乙は、以下の各事項を目的として本協定を締結する。

- (1) 本事業に関し公表された募集要綱等（その後の修正及びこれに関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む）に基づき、本事業の乙として選定されたことを確認すること
- (2) 以下の各契約の締結に向けた甲及び乙の義務を定めること
  - ア 甲及び共同企業体（第3条に定義する）が締結することを予定している設計業務に係る業務委託契約（以下「委託契約」という。）
  - イ 甲及び共同企業体（第3条に定義する）が締結することを予定している建設工事業務に係る工事請負契約（以下「請負契約」といい、委託契約と総称して、「事業契約」という。）
- (3) 本事業の円滑な実施等に必要な甲及び乙の協力義務及び諸手続きその他必要な事項について定めること

#### (甲及び乙の義務)

**第2条** 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、本事業の公募手続における甲及び事業者選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

#### (共同企業体の結成)

**第3条** 乙は、事業契約の締結に先立ち、乙が本事業を応募するにあたって、甲に対して提出した書類に則り、乙のすべてを結成当事者とする特定建設工事共同企業体を結成するものとし、特定建設工事共同企業体の結成及び運営に関し、共同企業体協定書（以下「企業協定書」という。）を締結のうえ、これを維持するものとする。

#### (企業協定書の変更等)

**第4条** 乙は、企業協定書を締結した後、速やかに、その写しを甲に対して提出するものとする。その後、企業協定書のいずれかを変更したときには、乙は、速やかに変更後の企業協定書又は変更のための覚書、その他の契約書の写し若しくはその他の変更内容を証する書面を甲に対して提出するものとする。

#### (本事業の実施)

**第5条** 本事業に関し、乙は、企業協定書で定めた各構成企業の担当する業務を実施させるものとする。

- 2 乙は、自己が実施を担当する業務を誠実に遂行するものとする。

**(乙の相互協力義務)**

**第6条** 乙は、構成企業の種別を問わず、本事業の全部につき、その円滑な実施のため、相互に誠実に協力しなければならない。

**(事業期間)**

**第7条** 設計業務期間は、委託契約締結日(令和5年[ ]月[ ]日)から令和6年3月10日までとする。また、建設工事業務期間は、請負契約締結日(令和6年[ ]月[ ]日)から令和7年3月31日までとする。

**(事業契約の締結)**

**第8条** 甲及び乙は、令和5年9月下旬を目途として、委託契約を締結するものとする。

2 甲及び乙は、提出書類に記載した時期を目途として、提出書類及び本事業の設計書その他委託契約の成果物に従い、請負契約を締結するものとする。

**(準備行為)**

**第9条** 事業契約締結前であっても、乙は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

**(事業契約の不調)**

**第10条** 事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、令和[ ]年[ ]月[ ]日までに乙が、正当な理由なく事業契約を締結しない場合又は事業契約を締結しない意向を甲に明示的又は黙示的に通知した場合、当該正当な理由なく事業契約を締結しない者は、乙提案に記載されている本事業に係る金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の5%に相当する金額を違約金として甲に対して支払うものとする。

**(有効期間)**

**第11条** 本協定の有効期限は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約が締結された日を終期とし、甲及び乙を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約のいずれもが締結に至らなかった場合には、当該事業契約の締結が不調に終わったことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。

3 前2項の定めにかかわらず、委託契約締結後、請負契約が締結に至らなかった場合には、本協定のうち、委託契約に関する部分は有効に存続する(ただし、委託契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く)ものとする。

4 前2項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条の定めは有効に存続するものとする。

**(権利義務の譲渡の禁止)**

**第12条** 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

**(秘密保持)**

**第13条** 甲及び乙は、本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと並びに本協定の履行目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本協定前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、甲が法令等（留萌市情報公開条例（平成11年留萌市条例第33号））に基づき開示する場合、及び甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合は、この限りではない。

**(協議)**

**第14条** 本協定の規定又は本協定に定めのない事項につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

**(準拠法及び管轄裁判所)**

**第15条** 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 [ ] 月 [ ] 日

甲) 所在地 北海道留萌市幸町1丁目14番地

留萌市

(代表者) 留萌市水道事業 留萌市長 中西 俊司

印

乙)

〔代表企業（建設企業）〕

所在地

名称

代表者

印

〔構成企業（地元企業）〕

所在地

名称

代表者

印

〔構成企業（設計企業）〕

所在地

名称

代表者

印